

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金謝意表明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めき青森国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項第7条の規定に基づき、寄附者に対する謝意の表明について必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。

2 複数回にわたる寄附の場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 感謝状の贈呈、礼状の送付等は、原則として寄附ごとに実施する。

(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポウェブサイトへの氏名又は名称の掲載は、寄付の総額を基準に実施する。

(贈呈式)

第3条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

(1) 同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があつた場合でも、原則として一回限りの実施とする。

(2) 寄附者が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を持参又は郵送する。

(実施時期)

第4条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。ただし、贈呈式については、期日を定め実施することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第2条関係）

寄附金額	謝意表明の方法	備 考
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（額付き） ・青の煌めきあおもり国スポ総合開会式、同総合閉会式、青の煌めきあおもり障スポ開会式、同閉会式のいずれかに招待（2名まで） ・ぬいぐるみ 	青の煌めきあおもり国スポ ・障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（額付き） ・ぬいぐるみ 	青の煌めきあおもり国スポ ・障スポ実行委員会事務局長又は事務局次長による贈呈式を実施
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状 ・ボールペン 	郵送又は持参
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状 ・ピンバッジ 	郵送又は持参

※寄附者が同意した場合は、氏名または名称をウェブサイトへ掲載する。